

## 北海道公共交通利用促進運動シンボルロゴ等使用規程

北海道鉄道活性化協議会（以下「協議会」という。）が作成した、「シンボルロゴマーク及びキャッチフレーズ」（以下「シンボルロゴ等」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用規程を定める。

### （目的）

第1条 シンボルロゴ等は、北海道の公共交通の利用促進を図るためのシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用することで認知度を高めるとともに、様々な活用方法を通じて、公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

### （シンボルロゴ等のデザイン）

第2条 シンボルロゴ等のデザインは、別紙「北海道公共交通利用促進運動シンボルロゴ等使用例」（以下「シンボルロゴ等使用例」という。）に定めるとおりとする。

### （シンボルロゴ等に関する権利）

第3条 シンボルロゴ等に関する一切の権利は、協議会に帰属する。

### （使用規定及び使用申請）

第4条 道内に住所及び事業所を有する個人、企業、団体（任意団体を含む）、行政機関等で運動の趣旨に賛同する者は、第2条に規定するシンボルロゴ等使用例に基づき、シンボルロゴ等を無償で自由に使用できるものとする。

ただし、営利目的で使用する場合（交通事業者を除く）は、「北海道公共交通利用促進運動シンボルロゴ等使用承認申請書（様式第1号）」を協議会事務局（以下、「事務局」という。）に提出し、事前に承認を受けなければならない。

### （使用承認）

第5条 事務局は、第4条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、「北海道公共交通利用促進運動シンボルロゴ等使用承認書（様式第2号）」により通知するものとする。

2 事務局は、審査の結果、不適当と認められる場合は、「北海道公共交通利用促進運動シンボルロゴ等使用不承認通知書（様式第3号）」により通知するものとする。

### （使用承認の期間）

第6条 使用承認の期間は、承認日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

### （商標登録等）

第7条 使用者は、シンボルロゴ等並びにシンボルロゴ等を含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(使用基準)

第8条 事務局は、第4条～第7条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、シンボルロゴ等の使用中止を命ずることができる。

- (1) 公共交通機関のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) シンボルロゴマークのデザインを変更したり、キャッチフレーズの文言を変えて使うなど、第2条に規定するシンボルロゴ等使用例に反する使用のおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 道内市町村が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(その他)

第9条 この使用基準に定めのない事項については、事務局が別に定める。

附則 本規程は、平成31年4月1日から施行する。

北海道公共交通利用促進運動シンボルロゴ等使用例

●デザイン基本パターン



みんなで乗れば、  
未来が変わる。  
考えよう。行動しよう。公共交通の未来。



みんなで乗れば、  
未来が変わる。  
考えよう。行動しよう。公共交通の未来。

●組み合わせパターン（横組）



みんなで乗れば、  
未来が変わる。  
考えよう。行動しよう。公共交通の未来。



みんなで乗れば、  
未来が変わる。  
考えよう。行動しよう。公共交通の未来。

●組み合わせパターン（企業ロゴ組み合わせ） ※企業ロゴは例示※



JR北海道に!  
みんなで乗れば、  
未来が変わる。  
考えよう。行動しよう。公共交通の未来。



●フォント及び色、NGパターン ※フォント及び色を変更（白黒は可）して使用することはできません。



ロゴマークの色が異なる



キャッチフレーズの字体が異なる

シンボルロゴ・キャッチフレーズは組み合わせたデザインが基本のため、単独ではご使用いただけませんが、組み合わせ方は自由です。シンボルロゴのサイズは自由ですが、縦横比率は変えずに、はっきりと見えるサイズで使用してください。